

各種届出等の提出は期限内にお願いします！

政治団体には、政治資金規正法（以下「法」といいます。）により、下表のとおり各種届出や政治資金に関する収支報告書の提出が義務付けられています。

届出事由が生じた際は、法の規定に従って、必ず期限内に和歌山県選挙管理委員会に必要な書類を提出いただきますようお願いいたします。

届出・報告の種類	提出期限	提出書類（一例）
政治団体の設立 （法6条）	設立の日から <u>7日以内</u> （直接持参のみ）	政治団体設立届 規約・会則等 支部証明書（政党支部のみ） ※その他団体の種類により提出が必要となる書類があります。
政治団体届出事項等の異動（法7条）	異動の日から <u>7日以内</u> （直接持参のみ）	届出事項の異動届
政治団体の解散 （法17条）	解散の日から <u>30日以内</u> （国会議員関係政治団体は <u>60日以内</u> ）	政治団体解散届 解散日までの収支報告書
資金管理団体の指定 （法19条）	指定の日から <u>7日以内</u>	資金管理団体指定届
資金管理団体の異動 （法19条）	異動の日から <u>7日以内</u>	資金管理団体届出事項の異動届
資金管理団体の指定の取消（法19条）	指定を取り消した日及びなくなった日から <u>7日以内</u>	資金管理団体指定取消届 又は 資金管理団体でなくなった旨の届
政治団体の収支報告書（法12条）	毎年1月1日～12月31日分を翌 <u>3月31日まで</u> （国会議員関係政治団体は <u>6月1日まで</u> ）	収支報告書、宣誓書他 ※1件あたり5万円以上（国会議員関係政治団体は1万円超）の支出 ・領収書等の写し ・領収書を徴し難かった支出の明細書 ※国会議員関係団体、資金管理団体は特例に基づく書類の提出が必要です。

※提出先は、裏面をご覧ください。（原則として、直接持参により提出願います。）

※表に記載の提出書類は代表的な事例によるものです。団体の種類や届出時の状況等によって提出書類が異なる場合があります。詳しくは、裏面窓口にお問い合わせください。

※収支報告書の提出を2年連続して行わない団体は、政治団体の設立届のない団体とみなされ、寄附の收受や支出がいっさい禁止されますので、特にご注意ください（法第17条②）。

※政治資金規正法は、政治団体の届出や政治資金の収支の公開等により、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的としています。和歌山県選挙管理委員会では法の規定により、各種届出や政治資金収支報告書を、告示やホームページに掲載することにより広く県民に公開していますので、正確な書類の作成と期限内の提出をお願いします。

（うら面もご覧ください）

和歌山県選挙管理委員会

提出先・連絡先一覧

政治資金規正法に基づく各種届出や政治団体の収支報告書等は「和歌山県選挙管理委員会」各窓口までご提出ください。

【和歌山県選挙管理委員会窓口】

名称	所在地	電話番号
本局	和歌山市小松原通一丁目1 (和歌山県庁本館 市町村課内)	073-441-3785
海草分局	和歌山市湊通丁北1-1-4 (海草振興局 総務県民課内)	073-441-3477
那賀分局	岩出市高塚209 (那賀振興局 総務県民課内)	0736-61-0005
伊都分局	橋本市市脇4-5-8 (伊都振興局 総務県民課内)	0736-33-5004
有田分局	有田郡湯浅町湯浅2355-1 (有田振興局 総務県民課内)	0737-64-1255
日高分局	御坊市湯川町財部651 (日高振興局 総務県民課内)	0738-24-2904
西牟婁分局	田辺市朝日ヶ丘23-1 (西牟婁振興局 総務県民課内)	0739-26-7906
東牟婁分局	新宮市緑ヶ丘2-4-8 (東牟婁振興局 総務県民課内)	0735-21-9606

■受付時間 月～金 9:00～17:45 (祝日を除く)

＜留意事項＞

○県選挙管理委員会への各種書類は、原則として、直接持参によりご提出ください。

○政治団体の収支報告書の提出について、例年、3月中旬以降は窓口が混雑し、受付まで長時間お待ちいただくことがあります。1～2月中は比較的空いていますので、なるべく早期にご提出くださいますようお願いいたします。

○収支報告書の提出を2年連続して行わない団体は、政治資金規正法第17条第2項の規定により、政治団体の設立届のない団体とみなされ、寄附の收受や支出がいっさい禁止されますので、特にご注意ください。

○政治団体の各種届出や収支報告書には、政治資金規正法により提出期限が定められています。詳細は表面をご覧ください。

(おもて面もご覧ください)

和歌山県選挙管理委員会